

「SuuS」付帯保険
～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：一般傷害)～

「SuuS」付帯保険は、被保険者（補償の対象となる方）が保険期間中に日常生活での予期せぬ偶然な事故により傷害（ケガ）を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

補償の概要

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">100万円 (死亡・後遺障害 保険金額の全額)</div> <p>※ 保険期間内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。</p>	<p>次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・ 自動車、原動機付自転車を無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ・ 脳疾患、疾病または心神喪失 ・ 妊娠、出産、早産または流産 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ・ テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ・ 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ・ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） ・ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 <p align="right">など</p> <p>（注1）テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
後遺障害保険金	<p>事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害等級第1～7級を適用すべき後遺障害が発生した場合</p> <p>※ 後遺障害等級第1～7級限定補償特約がセットされています。</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">死亡・後遺障害 保険金額</div> × <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">後遺障害の程度に 応じた約款所定の保険 金支払割合 (100%～42%)</div> </div> <p>※ お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数（2日）を超えて入院された場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">1万円 (入院一時金額)</div> <p>※ 1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。（退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。）</p>	
個人賠償責任保険金（特約）	<p>被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅の所有(注)、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>(注) 住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。</p>	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">損害賠償の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">自己負担額 (0円)</div> </div> <p>※ 1回の事故につき個人賠償責任保険金額（1億円）を限度とし、別枠で約款所定の費用（損害防止軽減費用等）をお支払いすることがあります。</p> <p>※ 賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。</p> <p>※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動（注） ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 <p align="right">など</p> <p>（注）テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 同居する親族に対する損害賠償責任 ・ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ・ 航空機・船舶・車両（人力のものやゴルフ・カートを除きます）の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 <p align="right">など</p>
本人のみ補償特約(個人賠償責任補償特約用)	個人賠償責任補償特約の被保険者の範囲を、ご本人のみに限定する特約です。被保険者ご本人が責任無能力者である場合は、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金お支払いの対象となります。		
賠償事故解決特約	<p>個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う（注）特約です。</p> <p>（注）示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。</p>		
熱中症補償特約	「日射」または「熱射」により被った身体の障害についても、後遺障害保険金、入院一時金をお支払いする特約です。		死亡保険金はお支払いの対象外となります。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約	居住する住宅（敷地内を含みます）の外で携行する被保険者所有の身の回り品に偶然な事故により損害が発生した場合	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">損害の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自己負担額 (3,000円)</div> <p>※損害の額は携行品 1 個、1 組または 1 対あたり 10 万円（乗車券または通貨等は合計 5 万円）が限度となります。 ※1 回の事故につき、携行品損害保険金額が限度となります。 ※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約（条件付）」により、保険金お支払いの対象となります。） 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 保険の対象の欠陥 保険の対象の自然の消耗・性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い 保険の対象のすり傷等の単なる外観の損傷 保険の対象の置き忘れ・紛失 <p style="text-align: right;">など</p>
<p>（※）身の回り品には、下記のものには対象に含まれません</p> <ol style="list-style-type: none"> ①株券、手形、定期券、印紙、切手、その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券ならびに通貨等については保険の対象となります。 ②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカードその他これらに類する物 ③パスポートその他これらに類する物 ④船舶、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品 ⑤山岳登山（ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等を行います）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥テストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競走選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に用いられる用具 ⑦義歯、義肢およびコンタクトレンズその他これらに類する物 ⑧動物および植物 ⑨その他保険証券に保険の対象に含まない旨記載された下記の物 <ol style="list-style-type: none"> a) サーフボード・ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 b) 携帯電話（スマートフォン、PHSを含む）等の携帯式通信機器およびこれらの付属品 c) ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 d) つり具（つり竿・竿掛け・竿袋・リール・ルアー・つり具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣・胴付長靴およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。） 			

【被保険者（補償の対象となる方）】

「SuuS」会員本人

【補償開始日時・保険期間】

「SuuS」への入会月の翌月 1 日の午前 0 時から「SuuS」の退会手続き完了月の月末日の午後 12 時まで

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30 日以内に下記連絡先にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

< 連絡先 > 事故受付デスク 0800-7777710（24 時間 365 日無料）

【お申込みにあたってのご注意】

- 「SuuS」付帯保険は保険契約者を株式会社スポーツワン、引受保険会社を au 損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者（補償の対象となる方）の方の保険料負担はありません。
- 上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくは au 損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり（普通保険約款・特約集）をご確認ください（<https://www.au-sonpo.co.jp/>）。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

株式会社スポーツワンは、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的にのみ使用致します。

- I. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため
- II. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため
- III. I における各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触を必要とした際のため
- IV. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
- V. 傷害保険の引受保険会社である au 損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため
- また、V については、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第 53 条の 10）により、利用目的が限定されています。詳細については au 損害保険株式会社のホームページ（<https://www.au-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

お問い合わせ先	<p>au損害保険カスタマーセンター 0800-700-0600 受付時間：9:00-18:00（年末年始を除きます）</p>
---------	--

【引受保険会社】
損害保険株式会社